

平成22年(ネ)第1779号 損害賠償請求控訴事件

(原審 平成19年(ワ)第13910号、同第31637号)

控訴人 ■■■■■ 外112名

被控訴人 株式会社読売新聞東京本社 外3名

## 準備書面(1)

平成22年8月24日

東京高等裁判所第23民事部 御中

被控訴人株式会社読売新聞東京本社及び株式会社読売新聞西部本社

訴訟代理人 弁護士 山 川 洋 一 郎



同 弁護士 一 井 泰 淳



同 弁護士 尾 野 恭 史



同 弁護士 西 山 温



控訴人らの平成22年7月12日付第1準備書面に対して反論するとともに、同年8月10日付求釈明書に対して回答する。

第1 控訴人ら第1準備書面に対する反論

1 控訴人ら主張の根本的な誤り

### (1) 控訴人ら主張の要旨

控訴人らは、被控訴人らが本件匿名組合契約に無理解であり社会経済知識が欠如していることから日本コーポ事件最高裁判決にいう「特段の事情」の有無についての判断を誤っている（控訴人ら第1準備書面1～7頁）、被控訴人らが平成電電決算書の数字の真実性を確認しなかったため、一般投資家に誤った情報を流し続けた（同7～11頁）、日本コーポ事件におけるマンシヨンの青田売り広告とは異なり、本件は匿名組合出資という金融商品が広告の対象であり新聞社が負うべき注意義務は当然異なる（同11～15頁）、ことなどから、本件各広告を掲載した被控訴人らは民法上不法行為責任を負うべきであると主張する。

控訴人らは、原審及び当審を通じ一貫して、新聞社は一般的調査確認義務を負っている（控訴理由書14頁）、あるいは、日本コーポ事件最高裁判決の「広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別の事情」とは具体的な疑念である必要はなく真実性の調査義務を発生させる程度のもので足りる（控訴理由書3頁等）などと主張しており、これが第1準備書面における上記主張の前提をなしている。

### (2) 広告の重要性と新聞社の法的責任の限定

しかし、このような控訴人らの主張は、広告の果たす役割・機能の重要性とそれゆえに新聞社の法的責任が限定されていることを全く理解していない情緒的な主張に過ぎない。

被控訴人株式会社読売新聞東京本社及び同株式会社読売新聞西部本社(以下「被控訴人読売新聞社ら」という。)が答弁書において主張したように、現代社会において、新聞広告は、生活上有益な商品・サービス情報、求人情報や公共の利害に関する情報（会社の決算公告等）、政治的・社会的意味のある意見広告など、編集部門が作成するニュースや解説記事では得難い情報を読者に提供するという社会的役割を果たしており、また、これら新聞広告

に掲載された情報が多くの読者の目に触れ、それを契機として消費者の需要が喚起されることなどにより、経済の流通及び発展がより活発となるのであるから、消費活動のための情報の提供という面に加えて、現代社会における経済的機能の面からも、広告掲載の重要性が理解できるところである（被控訴人読売新聞社ら答弁書5頁）。

このような広告の持つ社会的・経済的重要性は法的レベルでも認識されており、「国民一般が、消費者として、広告を通じてさまざまな情報を受け取ることの重要性にかんがみ、学説では一般に表現の自由の保護に値すると考えられている。」（芦部信喜『憲法』新版補訂版172頁）ところである。

ちなみに、アメリカ法においては、広告はコマーシャル・スピーチ（commercial speech）として表現の自由を保障する連邦憲法修正一条の下、一定の保護を受ける。米国においては、広告掲載を理由として媒体の不法行為責任が問われた裁判例は極めて少ないが、参考になる裁判例として、Pittman v. Dow Jones & Co. Inc., 662 F. Supp. 921 (E.D. La.1987)を挙げることができる。この事案は、ウォール・ストリート・ジャーナル紙の広告を見て、テキサス州の金融会社に5000ドルの投資をした読者が、その金融会社が破産したため損害を蒙ったとして新聞社に損害賠償を求めたというものである。原告は、「預託した場合の高額の利率」という広告について、同紙は投資家に対して損害の可能性について注意を喚起し、広告内容の正確性について確認する義務を怠ったと主張したのに対し、ルイジアナ州の連邦地方裁判所は、広告内容の正確性について、広告媒体社であるウォール・ストリート・ジャーナル社に調査確認義務はないとして、その責任を否定した。媒体が虚偽広告の掲載責任を負うためには、当該広告が侵害の発生を意図して、つまり悪意でなされたか、又は著しい不注意により広告の結果を認識しなかった場合に限られるとするとともに、すべての広告の正確性を調査する責任を課すことは、通常の下況下では余りにも煩雑にすぎると判示し、原告

からの不法行為、契約、準契約に基づく請求をすべて棄却したのである。このように、米国においても、広告を掲載した媒体の法的責任は、「商品やサービスの促進のため広告内容の企画に関わるとか、広告製作に関与したり、また、広告内容を推薦したり保証したような場合、例外的に広告媒体社も責任が認められ」ているに過ぎないのである（以上、棚村政行「広告媒体社の広告掲載上の過失責任—アメリカにおける Eimann 事件判決の検討を中心として」『半田正夫教授還暦記念論文集』442～443、453～454頁）。

日本においても、広告媒体の法的責任は、米国の裁判例と軌を一にしており、最高裁判所は日本コーポ事件において、「広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別の事情があって読者らに不測の損害を及ぼすおそれがあることを予見し、又は予見しえた場合には、真実性の調査確認をして虚偽広告を読者らに掲載してはならない義務があり、その限りにおいて新聞広告に対する読者らの信頼を保護する必要があると解すべき」（最判平成元年9月19日・裁判集民事157号607頁）と判示し、新聞社の広告掲載に関する法的責任を極めて限定的に解したのである。これは、とりもなおさず、最高裁判所が、新聞広告の持つ社会的・経済的役割の重要性、営利的表現の自由と読者らの知る権利等を十分に考慮し、その上で、対立利益としての消費者保護の利益との調整を図ったと考えられるのである。

さらに重要なことは、マンションの青田売りの広告に関する日本コーポ事件は、通常の不動産販売広告とは異なり、売買対象物が現存せず、広告主において建物を竣工する意思・能力を欠いていたという点で、本件と類似しているということであり、日本コーポ事件最高裁判決のたてた基準は、当然のことながら、本件にも適用される。

以上より、被控訴人らが、民法上の不法行為責任を負うのは日本コーポ事件最高裁判決が示した一定の限定的な場面に限られるところ、原判決が認定

した具体的な事実関係の下において（被控訴人読売新聞社ら答弁書2～3頁参照）、被控訴人らが不法行為責任を負わないことは極めて明らかである。

以下、控訴人らの第1準備書面に対し、個別に反論する。

## 2 控訴人ら第1準備書面「第1」（同書1～7頁）について

### (1) 控訴人らの主張

控訴人らは、「本件の広告対象商品を正しく理解したうえで、健全な社会経済常識に照らせば、本件商品の安全性に強い疑問が生じないことはあり得ない」（第1準備書面1頁）として縷々主張するが、その要旨は次のとおりと考えられる。

- ① 設備社・システム社と平成電電との間の通信設備のリース契約は、ファイナンス・リースであり、その実質は金銭の借入れである（第1準備書面2～4頁）。
- ② リース契約の当初から、平成電電が設備社・システム社に対して支払うリース料の総額や毎月の支払額は確定しており、その結果、控訴人ら匿名組合契約の出資者に対する支払額も、契約当初から確定していた（第1準備書面3頁）。
- ③ 匿名組合員による匿名組合出資は、平成電電に対する貸出金と同義であり、年8%ないし年10%の利率は、平成15年から同17年当時、高利であり極めてリスクが高いことが明らかである（第1準備書面5～6頁）。
- ④ 以上の論旨は、東海大学の新保恵志教授の意見によっても支持されている（第1準備書面7頁）。

### (2) 被控訴人読売新聞社らの反論

まず、設備社・システム社と平成電電との間の通信設備のリース契約がファイナンス・リースであり、設備社・システム社に対する匿名組合出資が平成電電に対する貸出金と同義であるとする点について（上記①ないし③）、配当も元本も保証されていない本件匿名組合契約と金銭消費貸借契約とを

同義とすることができないことは自明である（答弁書12頁）。

控訴人らは、設備社・システム社と平成電電との間の契約がファイナンス・リースであり、リース料が固定されているところ、当該リース料収入が匿名組合員に対する配当金の原資とされる結果、匿名組合員に対する配当金も固定されるため、本件匿名組合出資を貸出金と同義であると主張するものと思われる。しかし、ファイナンス・リースは、リース会社とユーザーとの間のリース契約について、フルペイアウトと中途解約禁止条項が規定されることによって、税務・会計上、実質的（経済的）には、ユーザーによる金銭の借入れ・設備の購入・借入金弁済をしたのと同視し得るというものに過ぎないし、また、控訴人らが自認するように、「平成電電が約定とおりにリース料を設備社等に支払う限りは、出資者に対する元本の返済も配当の支払いも確実とされる」（第1準備書面4頁）に過ぎず、投資資金の運用先である平成電電の業績等によってリース料の多寡やリース料支払いの確実性は変化し、これにより、設備社等による匿名組合員に対する配当の割合に高低の差が生じるのは当然である。このように、法形式の異なる匿名組合契約と金銭消費貸借契約とを同視することができないことは言うまでもないのであって、控訴人らの主張は、論理の飛躍が甚だしく、極めて不合理である。

第2に、本件匿名組合契約の予定利率の点について（上記③）、控訴人らは年8%や年10%の利率が高く、リスクの高いものであることを縷々述べるが、本件各広告掲載当時、年10%前後の配当率をうたう金融商品等が存在しており、本件匿名組合契約の配当率がおよそ他に存在し得ないような著しい高配当のものだったとはいえない（原判決27頁）。

第3に、東海大学新保恵志教授の意見は（上記④）、「本件出資金を貸出金とみなした場合、基準配当は貸出金利に該当することになる」（甲G78 8頁）として、本件匿名組合契約に基づく出資を貸出金とみなすことを前提に、本件匿名組合の予定配当率と国債利回り等を比較するものであり、その前提

が成り立たない以上、意味のない意見というほかない。

### 3 控訴人ら第1準備書面「第2」（同書7～11頁）について

#### (1) 控訴人らの主張

控訴人らの主張の要旨は、次のとおりである。

- ① 平成電電の破産手続における査定異議訴訟で、控訴人らは、平成電電・設備社・システム社が違法な情報開示（平成電電の財務諸表について、会計監査人が意見不表明であったという事実を隠ぺいしていたため）により出資を募集したとの理由で、不法行為に基づく損害賠償請求権が認められた（第1準備書面7頁）。
- ② 財団法人新聞広告審査協会は、その審査報告書において、「契約前に出資者に対する適切な情報開示と十分な説明が必要であろう。」（乙Gよ2）と付記しているにもかかわらず、被控訴人らが平成電電の決算書の数字の真実性を確認しなかったため、平成電電の虚偽の売上高や利益が新聞広告に掲載された（第1準備書面8～11頁）。

#### (2) 被控訴人読売新聞社らの反論

まず、平成電電の破産手続における査定異議訴訟の判決（上記①）は平成22年5月25日に言い渡されたものであり、これが本件各広告の掲載当時における、広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別の事情の判断材料たり得るものでないことは明らかである。また、当該判決は、「平成電電は、原告らに出資をさせるのに際し、原告らに対し、その出資判断において重要な事項について説明する義務があったものというべきである。」（乙G75 7頁）と判示しているとおり、平成電電の不法行為を認めたものに過ぎず、被控訴人らの広告審査とは無関係である。

第2に、新聞広告審査協会の審査報告書（上記②）には確かに控訴人らが主張する文言が付記されているが、これは、契約当事者である設備社等において、匿名組合出資を行う者に対し、契約締結前に、適切な情報開示と十分

な説明をする必要があろう、との趣旨で記載されたものに過ぎない。これが新聞社らに対し更なる広告審査を行うよう促したものでないことは明らかである。原判決が述べるように、新聞社が、特別の事情もないのに、設備社及びシステム社に資料の提出を求めるなどして本件匿名組合契約の配当可能性に直結する平成電電の直収線事業の事業計画や顧客獲得数の実績について確認する義務や、平成電電の決算書等の財務書類の提出を求め、その収益性を確認する義務などを負っていたと解することはできない（原判決31頁）。

#### 4 控訴人ら第1準備書面「第3」（同書11～15頁）について

##### (1) 控訴人らの主張

控訴人らは、マンション販売広告（当時）と投資勧誘広告との相違として、大要、次の点を主張する。

- ① マンションの青田売りの広告掲載の事案である日本コーポ事件と、投資勧誘広告に関する本件とでは、広告対象となる商品が異なるから、新聞社が注意しなければならない事項も変わってくるのは当然である（第1準備書面11頁）。
- ② 日本コーポ事件においては、購入希望者は現地を確認したり、モデルルームで間取りや仕様を確認し、資金繰りの相談をしたりして購入を決めるのに対し、本件のような投資商品では、新聞広告だけを見て購入を決める読者がおり、広告主からパンフレットを取り寄せたり、説明会に出かけることがあるとしても、それは「確認」程度の作業に過ぎない（第1準備書面11～12頁）。
- ③ 新聞社は、投資商品のように、新聞広告と広告商品を契約することとの間に必然的な関係が強い場合には、不測の損害の発生を防止できるのは広告を掲載する新聞社だけであることから、「あやしい」のであれば、「あやしくない」ことの資料提供を受けるまで、広告掲載を拒否する義務がある



というべきである（第1準備書面13～15頁）。

- ④ 勧誘段階で違法な勧誘、特に出資するか否かの判断のために重要な情報が開示されていなかった場合、提供された情報に虚偽があった場合、違法な資金集めであるのに違法性がカムフラージュされていた場合、又は広告内容の実現可能性に疑義がある場合、読者は「不測の損害」を受けたことになる（第1準備書面12～13頁）。

(2) 被控訴人読売新聞社らの反論

まず、広告の対象商品によって、新聞社らの注意事項が異なってくるとの主張について（上記①）、日本コーポ事件最高裁判決は、新聞社らの不法行為責任の有無の判断基準を定立する前提として、「元来新聞広告は取引について一つの情報を提供するものにすぎず、読者らが右広告を見たことと当該広告に係る取引をすることとの間には必然的な関係があるということではでき」ないとの一般論を述べているのであり、広告対象商品によって注意事項が異なるとの主張は、控訴人ら独自の主張に過ぎない。

また、日本コーポ事件東京高裁判決も、「今日では、一般に商品（ことに高度技術によるもの）に関する知識、情報が売手側に独占されている状況にあることは否定し難いにしても、本来、買手側もまた目的物に関し売手側から納得のいく情報の提供を受けない限り、その商品の購入をしない自由を有しているのであり、更に、新聞広告を見た者がその広告文中に顕れた情報のみに依拠して取引することはむしろ少なく、・・・広告に控訴人主張のような強大、必然的な影響力があるとまではいえない。」（判時1125号117頁）として、一般論として、取引には、新聞広告以外の情報や買手の意思が大きく介在することを明確に判示している。

第2に、日本コーポ事件と本件との広告対象商品の相違について（上記②）、日本コーポ事件はマンションの青田売り広告に関する事案であるが、広告対象となる商品が未だ存在しない点、広告主が広告対象商品を購入者に供給す

る意思と能力がない点は、本件と同様である。すでに述べたとおり、日本コーポ事件最高裁判決が本件にも適用されるのは明らかである。

また、控訴人らは、本件匿名組合契約を締結するに当たり、本件各広告を見て資料を請求し、平成電電の事業計画書（甲Aの1ないし20）、パンフレット及び重要事項説明書（甲A11の1ないし20）等を検討し、また、説明会に出席するなどして、最終的に匿名組合に出資するとの判断をしたのであり、これが「確認」程度の作業であるとの主張は現実とは異なる。

第3に、新聞広告と広告商品を契約することとの間に必然的な関係が強い場合、新聞社には、「あやしくない」ことの資料提供を受けるまで、広告掲載を拒否する義務があるとする点については（上記③）、新聞社には、控訴人らが主張するような一般的調査確認義務はなく、広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別の事情がある場合にのみ真実性調査確認義務が生じることとは、日本コーポ事件最高裁判決及びその後の下級審裁判例において既に確立しており、控訴人らの主張に理由はない。

第4に、勧誘段階で、出資するか否かの判断のために重要な情報が開示されなかったり、虚偽であったりした場合などには、読者は「不測の損害」を受けたことになるとの点については（上記④）、控訴人らが引用する判決においても、当該情報開示者の不法行為等を構成するに過ぎないのであって、新聞社らが法的責任を負うのは、広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別の事情がある場合に限定されるのである。よって、控訴人らの主張は誤りである。

## 5 まとめ

以上のとおり、控訴理由書及び第1準備書面における控訴人らの主張には、いずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

## 第2 求釈明に対する回答

- 1 求釈明事項（１）について  
調査していない。
- 2 求釈明事項（２）について  
調査していないため、回答なし。
- 3 求釈明事項（３）について  
調査していないため、回答なし。
- 4 求釈明事項（４）について

控訴人らが指摘する審査報告書（ZGよ2）の記載は、契約当事者である設備社等において、匿名組合出資を行う者に対し、契約締結前に、適切な情報開示と十分な説明をする必要があろう、との趣旨で記載されたものであり、新聞社らに対し更なる広告審査を行うよう促したものでない。

以 上